

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
(株)トーニチコンサルタント 西日本支社	取締役支社長 熊谷 慎二	大阪府大阪市北区万歳町3 - 20	令和8年3月20日から 令和8年6月19日まで (3箇月)

事 実 概 要	<p>日本交通技術、トーニチコンサルタント他3社並びにJR東海の計6社は、遅くとも令和3年2月19日以降、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者が受注出来るよう協力する旨の合意の下に、発注者であるJR東海から点検業務が予定されている点検リストの提供を受け、各跨線橋に対応する欄に自社のイニシャルを記載してJR東海に提供し、JR東海が当該希望を反映した点検リストを5社に提供することにより受注予定者が受注できるようにしていた。</p> <p>このことが、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p>
指名停止の理由	<p>松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱 別表第2第4号イに該当</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 次に掲げる建設工事等業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 松江市外における建設工事等</p>
備 考	<p>課徴金減免制度の適用事業者であることが公正取引委員会より公表されているため、指名停止措置期間を2分の1とする。</p>